

## 成熟市民社会型企業法制の創造

### —企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

Creating New Corporate Legal Systems for Mature Civil Society -

Restructuring Legal Systems of Corporation,

Finance and Capital Market, and Asian Challenges -

### グローバル COE として新たな飛躍を目指す— 研究所活動のさらなる深化へ—

早稲田大学 21 世紀 COE 「企業法制と法創造総合研究所」は、平成 15 年採択の 21 世紀 COE プログラムの研究拠点（企業社会の変容と法システムの創造）として活動を行ってまいりましたが、平成 20 年 3 月末日をもって期間満了となりました。その後は、後継プログラムであるグローバル COE 拠点としての採択を目指し、これまで挙げてきた実績を更に発展・深化させ、より高次の目標である成熟市民社会の構築と、これと一体の企業法制の再構築というという研究目的の再構成を行って参りました。グローバル COE は評価の高い拠点をさらに絞り込むものであり、採択の可否については予断を許さないところでしたが、関係者一同の懸命の努力が報われ、平成 20 年 6 月 18 日採択されることが決定されました。テーマは「成熟市民社会型市場法制の構築—企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—」であり、21 世紀 COE 採択時に掲げた、「日本の喫緊の課題につき、制度の基本構造に遡って歴史的・哲学的に掘り下げた研究を行い、それを踏まえてあるべき姿を探求する」という目的を、発展的に引き継ぐとの意志をより明確化させたものであります。

「ローマ法以来の歴史のある欧米の法制度が担う企業法制の真の姿を、制定法の表面的な姿にとらわれずに確実に理解し、欧米が経験に頼っている部分を理論化、扱いを誤ると大きな厄災の原因ともなる資本市場と一体の株式会社制度のあり方について、本格的な理論モデルを構築する。この分野で日本の経験の不足を知性と論理によって克服し、欧米モデルの弱点をも認識し、同様の問題を抱えるアジア諸国の国益に適う貢献を行う」、こうした視点こそが、我々の拠点の志です。



そこには、自由と配分の正義、基本的人権や文化、歴史や思想、魅力溢れる都市、弱者へのいたわり、といった価値を最大に尊重し、価値を高め、共存する企業法制や、金融・資本市場法制のあり方を探る、すなわち真に人間を大事にする市民社会の再構築と一体の企業社会の構築を目指すという目的が共有されており、そのことが「成熟市民社会型企業法制の創造」という言葉に込められています。日本は、非西欧国家が成し遂げていないそうした高い目標をもった企業社会の構築を目指すべきであり、我々が尊重する価値を犠牲にした一時的な成功には惑わされないとの覚悟が示されています。

我々は、従来横断的研究がほとんど行われてこなかった法律学の分野で、あらゆる法分野が、企業と市場と市民社会の三つのキーワードを共有して様々な組み合わせによる横断的研究を引き続き推進し、欧米の成熟市民社会に適合的な企業法制の神髄を理解し、論理の面で欧米を乗り越えるというほどの覚悟を持って、研究を推進して参りますが、そうでなければ、この分野で大きな失敗の遺伝子を持たない日本が、資本市場と一体の企業法制という、一歩扱いを誤ると大きな厄災の原因とも成りうる分野を切り回していくことができないとの認識を有するがためであります。

理論創造とは現状に対する批判的な認識と通説や通念に対する挑戦を意味するので、「学の独立」と「進取の精神」を建学の精神とし、庶民の目線で物事を考えることをもって建学の理念とする早稲田大学こそが真つ正面から取り組むべき分野であり、それを行うことは大学の社会的責任でもあります。

本研究所は、常に最先端の理論状況を十分に消化しつつ、歴史・思想・社会学と一体の真の社会科学としての法律学の創造を目指し、社会の動態に迫る本格的な比較法学の再構築を目指し、常に理論の対立軸を提示し、世論形成についても、学問の裏付けを持った一定の存在感を示して参りたいと考えております。企業社会のあり方や企業法制のあり方を企業関係者だけが集まって論ずる時代は終わりました。その意味では、本研究所の最高顧問に、企業法制の専門家である早稲田大学前総長の奥島孝康氏、実業界を代表してソニー前 CEO で早稲田大学評議員会議長である出井伸之氏、さらには日本を代表する知識人でありフランス学士院準会員である憲法学者の樋口陽一氏、の三氏のご就任を得たことは、我々の研究所の問題意識の拡がり象徴的に表現するものであり、我々に大きな力を与えていただくものであります。

日本の社会で、マスコミ主導で安易に形成された流れは、それが知性的な濾過を経ていないのが通例であるだけに、大勢となればなるほどに誤っている可能性が大きいように思います。それだけに本研究所の社会的使命にはきわめて大きなものがあると考えますが、それだけに責任の大きさを痛感しております。

本研究所が以上のような志を有していたとしても、それとは別に、我々自身が大きな誤りを犯していく可能性も大きいと思われま。それだけに関係各位のたゆまぬご支援、ご叱正を切実に要請し、期待する次第であります。

拠点リーダー 上村達男  
(本研究所パンフレット冒頭文より)

本 COE 拠点に対する 21 世紀 COE プログラム (平成 15 年度採択一平成 20 年 3 月満了) の事後評価です。

#### 21 世紀 COE プログラム委員会による事後評価結果

(総括評価) 設定された目的は十分達成された

(コメント) 拠点形成計画全体については、多くの国際シンポジウム、研究会などの開催、中国を中心としたアジアの立法立案機関などとの交流、知財アジア判例英文データベースの構築と公開、機関誌『企業と法創造』の刊行、毎月のメールマガジンの発行など、活発な研究活動と国内外を通じた情報発信が展開し、国際的な広がりをもった活動をしており、「企業と市場と市民社会」を共有する法分野横断的な研究を推進し、日本の法の総合力を高めるとの目的は十分達成されたと評価できる。

人材育成面については、博士課程に多くの学生を受け入れるとともに、若手研究者養成のために様々な対応を行っており、一定の成果はあがっているが、課程博士号の授与状況はいまだ十分とは言えない。研究活動面については、拠点形成目的にかなった積極的な研究活動により、比較法的視野も含め、新しい展開が深化しつつあり、大きな成果をあげていると評価できる。

補助事業終了後の持続的展開については、研究拠点である「企業法制と法創造総合研究所」のシンクタンク的作用を有する方向での継続的発展、及び「知財アジア判例英文データベース」の継続が、大学の社会的責任として意識されているようであり、十分に期待できる。

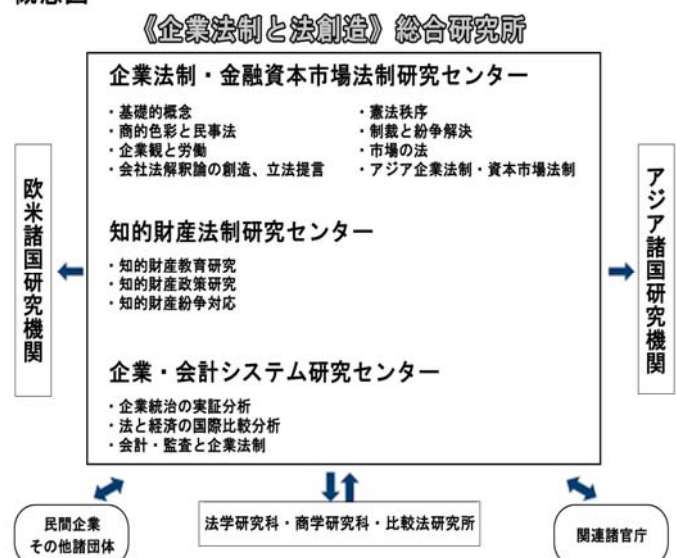
※グローバル COE プログラムとは、平成 14 年度から文部科学省にて開始された「21 世紀 COE プログラム」の評価・検証を踏まえ、その基本的な考え方を継承しつつ、我が国の大学院の教育研究機能を一層充実・強化し、世界最高水準の研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、国際競争力のある大学づくりの推進を目的とする事業です。 <http://www.jsps.go.jp/j-globalcoe/>

## 新研究企画体制

グローバル COE となった本研究拠点では、各研究企画グループを統括する「企業法制・金融資本市場法制研究センター」「知的財産法制研究センター」「企業・会計システム研究センター」の 3 つのセンターを設置しました。「企業法制・金融資本市場法制研究センター」は研究の中核として、企業法制における基礎理論研究から、民法、憲法、労働法といった様々な視点から、企業と市場、市民社会という共通のキーワードで横断的な研究を行って参ります。「知的財産法制研究センター」は、第一期 COE より高い評価を得ているアジア知的財産判例データベースプロジェクトを中心に研究を行い、あるべき知的財産を提言し世界に発信していきます。また、新たに経営・経済・監査等と企業法制との関係を強化するために「企業・会計システム研究センター」を設け、経営・経済学と企業法学の根底からの学問交流を行って参ります。

それぞれの企画グループには、企画責任者が置かれ、学内外の研究員や事務担当者、研究補助員など多くの関係者が関わり研究企画を運営しています。第一期 COE で培った、多くの研究機関、国際機関、国家機関との連携をさらに発展させ、グローバル COE にふさわしい世界最高水準の研究を推進し、関わる若手研究者の育成を目指していきます。

### 概念図



## 研究企画一覧

### A 企業法制・金融資本市場法制研究センター（責任者 上村達男）

#### 1 法の基礎的概念・市民社会論等

- A1-1 基本的法概念のクリティーク（棚澤能生）  
 A1-2 経済法・国際経済法の総合研究（土田和博、須網隆夫）  
 A1-3 市民社会論と法人・企業（戒能通厚、笹倉秀夫）  
 A1-4 比較法研究の理論的・実践的課題（戒能通厚）

#### 2 憲法と経済秩序

- A2-1 憲法と経済秩序（中島徹、戸波江二、今関源成）

#### 3 企業と市場の民事法

- A3-1 民事法制研究・全般（鎌田薫、上村達男）  
 A3-2 民商法体系の再構築（鎌田薫、上村達男）  
 A3-3 企業と市場と民事責任（後藤巻則、藤岡康宏、浦川道太郎、淡路剛久）  
 A3-4 企業・市民と土地法制（内田勝一、田山輝明）  
 A3-5 市場のグローバル化と担保法制（近江幸治）  
 A3-6 信託法制の比較法研究（渡辺宏之）  
 A3-7 ヒト由来物質をめぐる法的課題（岩志和一郎、甲斐克則）  
 A3-8 環境を中心とした企業の民事責任と公法上の責任（大塚直）

#### 4 制裁と紛争解決

- A4-1 企業と市場と刑事制裁（田口守一、甲斐克則、曾根威彦）  
 A4-2 企業と市場と紛争解決（加藤哲夫、浦川道太郎）

#### 5 企業と労働・環境

- A5-1 労働法における企業概念をめぐる研究（石田眞、島田陽一）  
 A5-2 企業買収・組織再編と労働（石田眞、島田陽一、上村達男）  
 A5-3 企業・市民社会と新たな社会法（菊池馨実、浅倉むつ子、石田眞、島田陽一）  
 A5-4 地球環境問題と企業の責任（大塚直、淡路剛久）

#### 6 金融・資本市場と法

- A6-1 金融・資本市場法・全般（上村達男）  
 A6-2 金融・資本市場法制のグランドデザイン（犬飼重仁、上村達男）  
 A6-3 金融ADR・オンブズマン制度研究（犬飼重仁）  
 A6-4 アジア資本市場法制研究（犬飼重仁）  
 A6-5 金融プリンシプルに関する総合研究（犬飼重仁、上村達男）  
 A6-6 ファンド法の総合研究（上村達男）  
 A6-7 金融商品取引法・アメリカ資本市場法制研究（黒沼悦郎）

- A6-8 デリバティブ取引の総合研究（尾崎安央）

- A6-9 保険契約法・保険業法研究（大塚英明）

- A6-10 企業・金融法制研修所構想<未定>（上村達男、鎌田薫、法務教育研究センター）

#### 7 企業法制—理論・立法・解釈—

- A7-1 企業法制研究・全般（上村達男）  
 A7-2 早稲田版企業買収ルール研究（渡辺宏之、河村賢治、上村達男）  
 A7-3 フランス企業法制研究（鳥山恭一）  
 A7-4 ドイツ・EU企業法制研究（正井章彦）  
 A7-5 企業行動に関する専門職の実証研究（宮沢節生）  
 A7-6 次世代倒産法制研究（岩村充、長野聡）

#### 8 アジアの企業社会と法

- A8-1 アジア統一民商事法制研究（近江幸治、田山輝明）  
 A8-2 総合海法に関する国際的規範および東アジア法の研究（箱井崇史）

#### 9 ロシア・東欧・スカンジナビアの企業社会と法

- A9-1 北欧法における企業と社会（尾崎安央、松澤伸）  
 A9-2 ロシア・東欧における企業と社会（早川弘道、小田博）  
 10 日本の企業法情報海外発信システム  
 A10-1 日本の企業法情報海外発信システム<未定>（上村達男）

### B 知的財産法制研究センター（責任者 高林龍）

- B-1 アジア知財判例データベース・知財理論研究（高林龍、渋谷達紀、竹中俊子）  
 B-2 国際取引法と知財法制（木棚照一）

### C 企業・会計システム研究センター（責任者 宮島英昭）

- C-1 企業統治の経済分析（宮島英昭・久保克行・広田真一・蟻川靖浩）  
 C-2 企業活動の変容と開示・会計・監査・内部統制（辻山栄子、鳥羽至英、川村義則）  
 C-3 知財とイノベーション（藤田誠・井上達彦・谷口真美）  
 C-4 日本の企業統治：歴史的パースペクティブ（宮島英昭・花井俊介・斎藤直）

※企画概要の詳細については、Webページをご参照下さい。  
<http://www.21coe-win-cls.org/gcoe/project/index.php>



## 特別顧問就任

この度、従来からの奥島孝康前総長に加え、ソニー前CEOで早稲田大学評議員会議長の出井伸之氏、そして、日本を代表する憲法学者の樋口陽一氏に、本研究所の特別顧問にご就任頂きました。

本研究拠点、早稲田大学建学の精神である「学の独立」を大切に、独立した研究活動を行うことを信条としていますが、経済界と無縁に活動を行うのではなく、むしろ見識ある経済人の意見に謙虚に耳を傾ける姿勢が重要だと考えます。出井氏は我がCOEの基本理念と活動を高く評価し、研究目的の遂行に多くの期待を寄せられ、経済人としての卓越した経験と洞察から、折々に触れて我々の方向性に対する自信を与えて下さいました。特別顧問就任に伴い、ますます本COEの研究目的達成に向け、我々の考える法創造のあり方に、実務家としての示唆を与えて頂きたいと考えております。

### 【出井伸之氏プロフィール】

クオインタムリープ株式会社代表取締役。早稲田大学評議員会議長。早稲田大学名誉博士。アジア資本市場協議会会長。1960年早稲田大学卒業後、ソニー入社。89年取締役、94年常務。95年社長兼COOに就任後、会長兼グループCEOなど10年にわたり歴任、2005年から07年まで最高顧問。07年よりアドバイザーボード議長。37年東京生まれ。

樋口陽一先生は、日本を代表する比較憲法学者にして思想家であり、東北大学名誉教授、パリ大学名誉博士、東京大学名誉教授、日本学士院会員であるとともにフランス学士院準会員でもあります。1975年には「近代立憲主義と現代国家」で日本学士院賞を受賞されました。フランス人権宣言に結社の自由がなく、法人・団体・結社に対する警戒感、むしろ団体からの自由を強調し、それが会社の設立に対する姿勢にも反映している、といったいわゆる樋口理論の重要性は、その主張が専門家達によって批判されることがあったとしても、日本の企業社会にとって必要なイデオロギイとして、会社法学にとってこそ切実なものです。本COEの研究目的である「成熟市民社会型企業法制的創造」という発想は、あえて言えば企業法制と企業社会を企業関係者だけが集まって語る時代の終焉を意味します。証券市場とは市民社会である、株主とは労働者であり消費者であり生身の人間である、という我々の発想では、会社法学とは真の社会科学であり、社会科学の王であり、人間科学・人文科学とも一体の学問でなければなりません。樋口先生が特別顧問であることは、我々の研究所の拡がりの象徴であり、今後とも、その深い知識と見識を少しでも吸収しながら、人間の学としての会社法学の創造を目指していきたいと考えています。

## Symposium & Seminar

### ■グローバルCOE キックオフパーティ

(2008年9月24日開催)

グローバルCOE研究拠点としての活動を再開するに際して、当研究所に関心をお寄せいただいている方々をお招きし、今後の活動の方向性を確認すると共に、新たな研究・運営体制を紹介し、さらには多くの皆様との懇親を深め、今後の研究活動に向けて思いを新たにしたいとキックオフパーティを開催いたしました。(会場：リーガロイヤルホテル東京)

上村達男拠点リーダーより、研究企画の概要(プレゼンテーション)が行われた後、本研究所特別顧問の、奥島孝康氏(早稲田大学前総長・早稲田大学学事顧問)ならびに、出井伸之氏(前ソニー会長・早稲田大学評議員会会長)、来賓として、岩田一政氏(内閣府 経済社会総合研究所所長)よりご挨拶を頂きました。



ゲストスピーチでは、宇沢弘文(東京大学名誉教授・日本学士院会員)、増田宏一(日本公認会計士協会会長)、関 哲夫(日本監査役協会会長)、江頭憲治郎(早稲田大学教授・東京大学名誉教授)、末村 篤(日本経済新聞特別論説委員)、戒能通厚(早稲田大学前比較法研究所所長)

の各氏よりそれぞれスピーチを頂き、本研究所が21世紀COEから、グローバルCOEとなり、一層の研究成果を成し遂げていくことへの心強いエールが贈られました。当日は、多くの参加者が集まり、懇親を深めることができました。余興では、上村研究室に所属する、中国琵琶演奏家の孟 仲芳(モン ジュンファン)氏の見事な演奏が披露されました。



■金融ADR研究会「ISO10003（品質マネジメント--顧客満足--組織外紛争解決システムに関する指針）規格策定の経緯等について」（2008年8月27日開催）

早稲田GCOE金融ADR・オンブズマン研究グループの主催により、早稲田大学8号館において、金融オンブズマン制度研究に不可欠の、紛争解決システムに関する指針の一つである、ISO10003規格の策定の経緯等について、公開研究会を実施しました。

研究会には、昨2007年設立された金融ADR・オンブズマン研究会の会長である、長嶋・大野・常松法律事務所の前パートナー会議議長の築瀬捨治弁護士、同金融ADR・オンブズマン研究会の幹事である日本メディエーションセンター代表理事の田中圭子と早稲田大学の犬飼教授（この3名は、早稲田GCOE金融ADR・オンブズマン研究グループメンバー）も参加し、将来わが国に必要となるであろう金融紛争解決制度（日本版金融オンブズマン制度）の構築に向けての重要な指針となるべき金融ISO10003（品質マネジメント--顧客満足--組織外紛争解決システムに関する指針）規格策定の経緯等について、同指針の策定に直接関与された山田文京都大学法学部教授よりの貴重な講演に続き、熱心な討議と貴重な意見交換が行われました。

■アジア市場法制フォーラム：アジア共通の資本市場の可能性 Vision for the Asian Common Capital Market

（2008年9月8日開催）

グローバル化が進む世界の資本市場の中で、我が国資本市場のレベルアップと、アジアと日本の資本市場の各種市場インフラの調和を図ることの重要性を認識し、アジア共通の資本市場における、自主規制ルールのフレームワークの創造、新たな上場制度のイノベーションの実現、会計基準の国際的なコンバージェンス等々、市場インフラというべき諸制度システムの再構築と創造を進めていくことは、日本をはじめアジアの資本市場関係者の最重要課題になっています。我が国関係者のイニシアチブが期待されているところでもあります。その意味で、先輩格である欧州・英国の国際資本市場を対象とする複数の自主規制団体などの活動は、生きた情報の宝庫であり、各種制度作りの経験から学ぶべきことは少なくありません。その観点から、今後、本研究所では、国際的に連続的なフォーラム等の企画を実施してまいります。その第一弾として行われた今回のフォーラムでは、基調講演に、元ソニー会長でクオンタムリープ代表、本グローバルCOE研究所特別顧問の出井伸之氏、東京証券取引所執行役員の静正樹氏、日本証券業協会特別参与の佐々木俊彦氏より、それぞれのアジアに向けた取り組みないしはアジア等海外との関係をふまえた内容のご講演をいただき、本学のGCOEに新しく加わった犬飼重仁氏からは、アジア共通の資本市場インフラのあり方について問題提起的な講演が行われました。その後、パネルディスカッションでは、基調講演等の内容を踏まえ、欧米やアジア・日本の資本市場における実践経験を持つ第一線の市場実務家の方々を中心に、アジア共通資本市場創設の可能性についての討論が行われました。

基調講演（1）：「アジア共通の資本市場創設への展望」  
出井伸之 クオンタムリープ代表（元ソニー会長兼CEO）・アジア資本市場協議会(CMAA)会長・早稲田大学評議員会会長・早稲田大学グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所特別顧問

基調講演（2）：「ロンドン証券取引所AIMの概要とアジア版AIMの目的」

静正樹 執行役員 東京証券取引所

基調講演（3）：「日本証券業協会の国際業務～アジアに関する取り組みを中心に～」

佐々木俊彦 特別参与 日本証券業協会

講演：「アジア共通の資本市場インフラとは何か？-アジア版MTNプログラム創設の可能性」

犬飼重仁 早稲田大学大学院教授・アジア資本市場協議会代表兼事務局長

資本市場の実務家によるパネルディスカッション

テーマ:「アジア共通の資本市場創設の可能性」

Tony Grundy Ex. Linklaters Tokyo Managing Partner

佐藤良治 日立キャピタル損害保険株式会社取締役社長

住吉 長 大和証券SMBCキャピタルマーケット部部長

玉木伸介 預金保険機構参与

犬飼重仁 早稲田大学 (司会)



#### ■第1回 企業と市場と民事責任ミニシンポジウム:「EUにおけるresponsible lending」(2008年9月8日開催)

国際消費者法学会前会長のイアン・ラムゼイ氏(英国セント大学教授)をお招きし、「EUにおけるresponsible lending」についてご講演を頂きました。コメンテーターとして廣瀬久和(東京大学大学院法学政治学研究科教授)が参加されました。近年、経済の発展と共に消費者信用も拡大し、多くの消費者がリスクの高い金融商品に手が届くようになり、深刻な消費者被害の問題が生じていますが、イギリスでは、Financial Service Authority(FSA)といういわば半官半民のNGO組織によって、消費者信用問題を惹起した企業に対して、行政的な規制を課し、その規制に基づいて措置を求める方向が採用されているという紹介がありました。非常に示唆的な講演であり、参加者を交え活発な議論が交わされました。



#### ■公開シンポジウム:会計基準のコンバージェンスー

##### EFRAG議長に聞く「欧州の今」ー(2008年9月24日開催)

グローバル化が進む世界の資本市場の中、会計基準の国際的なコンバージェンスは、日本をはじめとする世界の資本市場関係者の最重要課題の一つになっています。資本市場のグローバル化と国内市場の規律とのバランスを保ちながら、社会規範としての会計基準を経済社会の変化に対応させてメンテナンスしていくことは、そうたやすいことではありません。こうしたことを背景に、国際会計基準(IAS/IFRS)を域内の統一基準として2005年から世界に先駆けて強制適用している「欧州の現実」を学ぶために、本シンポジウムでは、国際会計基準審議会(IASB)が策定した基準を欧州の立場から吟味して、その域内適用の是非を判断する役割を担っている欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)の議長であるStig Enevoldsen氏、ならびに、EFRAGのテクニカル・ディレクターとして、国際会計基準について世界で最も深い知見を有する識者の一人であるPaul Ebling氏をお招きし、報告を行って頂きました。お二人の講演を踏まえ、後半は、さらに日本側から、日本の会計基準設定主体(ASBJ)から豊田俊一氏、学界から徳賀芳弘氏(京都大学大学院経済学研究科教授)をお招きし、本学の辻山栄子早稲田大学教授を座長に、『欧州におけるIFRSの適用状況、業績報告、収益認識』をテーマとしてシンポジウムを行いました。当日は、350名を越える実務家、企業関係者、学者といった幅広い参加者が参加し、有意義な内容と討議に、大変な盛況をもって終了致しました。

#### ■IPエンフォースメントin India(2008年10月2日開催)

インドは、IT・自動車・医薬品分野などで自国産業を確立させ、1995年WTO加盟により、TRIPS協定に基づく義務を履行するため、各種知的財産



権の保護を急速に拡充させています。本セミナーでは、当研究所知的財産研究センターが着手したインド知的財産判例データベースの完成を記念し、インドから、法改正に密接に係った学者、実際の権利行使実務に携わる裁判官及び弁護士を招聘し、新制度のもとでの各種知財権保護の現状及び課題について報告して頂きました。

基調講演 I:「インド特許法改正の経緯及び概要」

デリー大学 法学部教授 S.K.Verma



## 基調講演II：「知的財産行使制度の特徴」

デリー高等裁判所判事 Arjan K. Sikri

パネルディスカッション：「インドにおける知的財産権行使の現状と課題」

【パネリスト】

Poonam Dass (デリー大学 法学部講師)

Girija Varma (弁護士)

Manoj G. Menda (弁護士)

【コメンテーター】

高林 龍 (早稲田大学教授)

Jim Patterson (米国特許弁護士・シュランバーガー研究所)

【司会】竹中俊子 (ワシントン大学教授・早稲田大学客員教授)



今回国際研究会を実施できたことは、我が国の将来の金融オンブズマン制度構築にとって、大きな意味があったと考えられます。研究会では、金融機関の内部における問題状況等への初期対応と第三者機関である金融オンブズマンにおける対応との相互連携のあり方、金融オンブズマンの判断の基準、金融オンブズマン制度の発達とともに進化してきた英国金融機関の行動規範などについて、貴重な意見が交換されました。

なお、時を同じくして9月29日から10月2日にNYのホテルで行われた金融オンブズマン世界大会に、長嶋・大野・常松法律事務所の前パートナー会議議長の築瀬捨治弁護士(金融ADR・オンブズマン研究会会長)及び森・濱田松本の石黒徹弁護士及び早稲田大学の犬飼教授(両名は金融ADR・オンブズマン研究会幹事)の3名で参加しました。

昨2007年秋にも、築瀬氏と犬飼氏は、英国で実施された世界大会に参加し、英国、EU、その他世界各国に広がる横断的金融紛争解決制度創設への取組みなども含めて、非常に価値ある情報を入手することができましたが、今回ニューヨークで行われた金融オンブズマン世界大会では、米国ほかの金融オンブズマンの動向や最新の各国の動向等を知る良い機会となりました。

Walter Merricks, CBE, chief ombudsman, FOS

David Thomas, principal ombudsman and corporate director, FOS

Shuji Yanase, Attorney at Law, Nagashima Ohno & Tsunematsu

Toru Ishiguro, Attorney at law, Mori Hamada & Matsumoto

Shigehito Inukai, Professor, Faculty of Law, Waseda University

## ■金融ADRに関する国際研究会 in New York の開催

(2008年10月2日開催)

2006年に、早稲田COEの共同研究者であるNIRA(総合研究開発機構)他で日本に招へいし、以後たびたび訪問して交流を深めていた英国FOS(金融オンブズマンサービス)のトップオンブズマン2名(Walter Merricks氏とDavid Thomas氏)の快諾を得て、早稲田GCOE金融ADR・オンブズマン研究グループの代表者(築瀬捨治弁護士、石黒徹弁護士、犬飼教授)の3名とともに、10月2日の午後、ニューヨークのホテルで、早稲田GCOE主催の「金融ADRに関する国際研究会」を開催しました。

英国FOSは、金融紛争解決制度の先進モデルとして世界的に注目を集めています。早稲田GCOEでも、FOS等英国や欧州など先行する金融紛争解決制度のモデルを参考に研究を進めているところであり、英国FOSのトップ2名と



## コラム

## 規制体系枠組転換に必須の ADR 機能の充実

我が国の企業活動をめぐる社会情勢を俯瞰すると、行政による事前規制型から司法による事後規制型への、規制体系のフレームワーク転換が行われつつあることに異をとねえる向きは少ないであろう。しかし、かといってすべての紛争解決が裁判型になるわけではない。方向としては、上から与えられる途上国的な規制の枠組みから、成熟社会に適した柔軟性ある広義の法規制システム（ハードローとソフトローの適切な組合せ）への転換が目指されているといえよう。そして、その新しいシステムの必須の構成要素としてこれから重要性を増すのが、企業もその主役となるべき、実効性を備えた各種の自主規制の枠組みと裁判外紛争解決（ADR）の機能である。

例としては、日本では金融サービスにかかわる相談や苦情対応・紛争解決について、全体として見るとバラバラかつ不十分で、個人など利用者の立場からは使い勝手が悪いとの指摘がある。問題が起こったとき、金融商品を買った個人は相手の金融機関に相談しても、結局泣き寝入りとなる。一つの金融機関の窓口であらゆる種類の金融商品が販売可能となったため、販売窓口で苦情を受け付けてもそこだけでは対応できず、相談者が2回、3回とたらい回しにされて辟易してしまうという事態が起きる。買う方も売る方もストレスがたまる。アフターケアの如何は、企業の信用と顧客満足に重大な影響を及ぼす。

そういうときに、日本には裁判以外に、民間型ADRといわれ現在18ある縦割りの業界型金融ADR、司法型ADRといわれる裁判所による調停、行政型ADRといわれる国がつくっている国民生活センターあるいは地方自治体の消費生活センターなど、各種の相談窓口やセンターなどの機関があり、それぞれ対応しているが、問題を抱えた個人はどこに行けばよいか分からず、またどこかに相談に行っても、必ずしも実効的な解決には結びつかない。

最終的には裁判に訴える選択肢も残されているが、訴訟制度による紛争解決は、概して時間がかかり、訴訟の提起や維持に費用もかかり、個人は証拠も残しにくく過失相殺による損害額の減額という側面も無視できず、個人や家族のプライバシー保護の観点からも問題なしとはいえない。つまり、簡易性・迅速性・費用の低廉性等の観点から、比較的小額の金融トラブルについては、消費者が裁判制度を選択しづらく、それに代わる実効的な選択肢として、片面的な拘束力を有する、第三者型の、公正でアクセスしやすい、包括的で機能横断的な金融専門ADRによる紛争解決を可能とすべきである。しかし、そういう優れた制度が日

本にはまだなく、民主導での新たな制度創設に向けて、徐々に期待が高まりつつある。

このような我が国の状況に対し、英国では、個人に裁判に訴える自由を残しつつ、業者側が費用を全面負担しかつ仲裁合意に例外なく従うことを前提とした包括的金融専門ADR制度が、民（業界）主導で発展し定着している。そして英国を手本に、より簡便・迅速に納得性ある解決に結びつく裁判外紛争解決制度構築に、今まさにEU諸国も官民を挙げて向かいつつあることは、もっと知られてよいだろう。

（レクシスネクシスジャパン刊 Business Law Journal 2008.11 巻頭言への寄稿より引用）

早稲田大学法学学術院教授 犬飼重仁（いぬかい・しげひと）



75年 慶応義塾大学卒業。同年三菱商事入社。6年余のロンドン金融子会社勤務を含め19年間財務金融部門に勤務。02年ハーバード・BSAMP修了後、総合研究開発機構出向を経て、08年7月より現職。金融ADR・オンブズマン研究会幹事。

## 21世紀COE叢書 『企業社会の変容と法創造』

本研究所の第1期COE（21世紀COE）の研究成果をまとめました、叢書が日本評論社より順次発刊中です。

- 第1巻 企業・市場・市民社会の基礎法的考察（既刊）
- 第2巻 企業の憲法的基礎
- 第3巻 民法理論と企業法制
- 第4巻 企業法制の現状と課題
- 第5巻 企業活動と刑事規則（既刊）
- 第6巻 労働と環境（既刊）
- 第7巻 知的財産法制の再構築（既刊）
- 第8巻 企業統治分析のフロンティア（既刊）



（発売元 日本評論社）



## イベントのお知らせ

本COE主催イベントの最新情報は、ホームページをご覧ください。<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

### ■早稲田・バークレイ・スタンフォード・ジョイント・セミナー

「SOX法以後のアメリカにおける企業犯罪捜査とコンプライアンスー日本への示唆を求めてー」

2008/12/13 13:00-17:30

早稲田大学26号館（大隈タワー）地下1階B104教室

#### 【要旨】

早稲田大学グローバルCOEプログラム《企業法制と法創造》総合研究所のプロジェクト7-5（リーダー：宮澤節生）は、企業行動に関与する専門職の実証研究を課題としており、このセミナーは、第1回企画となります。

アメリカでは、2001年のエンロン破綻を契機として2002年にサーベンス・オクスリー法（SOX法）が制定され、コーポレート・ガバナンスの強化が図られました。それは、企業犯罪の捜査と、コンプライアンスにおける弁護士の役割に、どのような変化をもたらしたものであろうか。SOX法以後のアメリカでの展開は、日本に対してどのような事柄を示唆するであろうか。このセミナーでは、カリフォルニア大学バークレイ校ロースクールとスタンフォード大学ロースクールから専門家を迎えて講演をしていただくとともに、日本の専門家をコメンテーターに委嘱して、お二人の講演が日本に示唆するものを検討していただきます。コーポレート・ガバナンス、企業犯罪、弁護士倫理などに関心を持つ多数の参加を期待します。

(同時通訳有(日本語-英語))

全体司会：宮澤節生（青山学院大学法科大学院教授）

#### 第1部

司会：宮澤節生

講演「合衆国司法省の司法政策と企業犯罪捜査ー変化する法的・政治的状況の中での違法行為の発見ー」

講師：チャールズ・D・ワイセルバーグ（カリフォルニア大学バークレイ校ロースクール教授）

コメンテーター：石井徹哉（千葉大学人文社会科学研究所教授）

#### 第2部

司会：石田京子（早稲田大学比較法研究所助手）

講演「創造的逸脱ー社外弁護士によるサーベンス・オクスリー法のコンプライアンスー」

講師：ノーマン・W・スポールディング（スタンフォード

大学ロースクール教授

コメンテーター：上柳敏郎（弁護士；早稲田大学法科大学院教授）

18：00-20：00 懇親会（会場は当日通知） 会費3,000円

【お申込】Webにて申込ができます。

<http://www.21coe-win-cls.org/gcoe/info/reservation.php?sid=10524>

### ■シンポジウム「貧困の拡大とセーフティネットの役割ー雇用と社会保障の交錯」

2009/01/17 13:00~17:30

早稲田大学早稲田キャンパス 8号館 3階303-305会議室

#### 【報告者】

橋木俊詔（同志社大学教授）

「現代の貧困とセーフティネットの役割」

岩田正美（日本女子大学教授）

「貧困理論の展開と現代における貧困の実相」

#### 【コメンテーター】

駒村康平（慶應義塾大学教授）「経済学の立場から」

齋藤純一（早稲田大学教授）「政治理論の立場から」

中窪裕也（一橋大学教授）「労働法学の立場から」

#### 【司会】

菊池馨実(早稲田大学教授 社会保障法)

石田眞(早稲田大学教授 労働法)

#### 【要旨】

グローバルCOE労働法・社会法グループにおいては、研究の柱の一つとして、近年深刻な社会問題に繋がりがつめる「貧困・格差社会」に関する問題と、これに対する社会法（労働法・社会保障法）のあり方について取り組んでいきます。

今回開催するシンポジウムは、「貧困・格差社会」問題について従来より取り組んできた経済学および社会福祉学の立場から、現状における問題点を抽出していただき、法学に限らず経済学・政治理論を含めた多様な分野からの議論を重ね合わせることによって、「貧困・格差社会」問題に対して法学（社会法）が取り組むべき課題を浮き彫りにすることを目的としています。

講演者の橋木教授、岩田教授は、わが国における「貧困」問題、「格差社会」問題研究における第一人者であり、その業績は学界においてのみならず、橋木教授の『格差社会ー何が問題なのか』（岩波新書）、岩田教授の『現代の貧困ーワーキングプア／ホームレス／生活保護』（ちくま新書）などの一連の著作を通じて、一般にも広く知られています。また、コメンテーターの駒村教授、齋藤教授、中窪教授は、それぞれ社会保障論、福祉国家論、セーフティネット論に

関する第一人者であり、それぞれの立場からの活発な議論が為されることが期待されます。

このように「貧困・格差社会」問題に関する各分野の第一人者が一堂に会して議論を形成する貴重な機会であり、社会法に関心のある方だけでなく、「貧困・格差社会」問題に関心のある方の幅広いご参加をお待ちしております。

【お申込】 事前手続はとくに必要ございません。直接会場へお越しください。

#### ■国際知的財産セミナー

欧州主要諸国における知的財産エンフォースメント:その現状と将来的展望

2009/01/17 13:00~18:00

早稲田大学小野記念講堂

#### 【要旨】

グローバルCOEの採択を受け、2003年以来構築してきたアジア主要諸国の知的財産判例データベースに、新たに欧州主要諸国の判例が追加することになりました。この世界的データベースを活用することで、知的財産エンフォースメントの基本問題について調和の方向性を提案するため、グローバル規模での研究を推進していきます。欧州では、知的財産エンフォースメント基本指針を示すEU指令が発効し、各国国内法の改正が相次ぎ、更に統一特許裁判所を創設する議論が進んでいます。このような経験から学ぶため、本セミナーでは、欧州の学者及び実務家に、EU及び欧州特許機構を通じた調和の動き、欧州主要国の知的財産エンフォースメント制度の特徴や改正のポイントについて講演してもらおうと共に、各制度の長短を活かしたエンフォースメント戦略について、米国弁護士に解説していただきます。

(同時通訳有(日本語-英語))

#### 【内容】

##### I データベース紹介

高林龍 (早稲田大学教授 RCLIP)

竹中俊子 (ワシントン大学教授 CASRIP)

##### II 基調講演:「欧州における知的財産エンフォースメント調和」

ヨーゼフ・シュトラウス教授 (マックスプランク研究所 所長)

##### III 報告:

1 「EUと欧州特許機構による知的財産エンフォースメント調和の動き」

ステファン・ルーギンビュール氏 (欧州特許庁)

2 「欧州主要国における知的財産エンフォースメント戦略:米国弁護士の観点から」

マイケル・エルマー氏 (フィネガン・ヘンダーソン法律事務所)

##### IV パネルディスカッション「EU知的財産エンフォースメント指令発行に伴う国内法改正の現状」

【司会】 竹中俊子

#### 【パネリスト】

ペーター・マイヤーベック博士 (ドイツ最高裁判所)

ガブリエラ・ムスコロ博士 (ローマ地方裁判所知的財産部)

マイケル・フィッシュ氏 (英国特許カウンティ裁判所)

コメンテーター:

三村量一 (東京高等裁判所判事)

高林龍 (早稲田大学教授)

【お申込】 Webにて申込ができます。

<http://www.21coe-win-cls.org/gcoe/info/reservation.php?sid=10532>

#### 編集・発行

早稲田大学グローバルCOEプログラム

成熟市民社会型企業法制の創造 -企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦-

<<企業法制と法創造>>総合研究所

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学1号館308-1

TEL: 03-3208-8408 Fax:03-5286-8222

メールアドレス: [webmaster@21coe-win-cls.org](mailto:webmaster@21coe-win-cls.org)

ホームページ: <http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

拠点形成責任者: 上村達男